

「小樽市違反对象物公表制度」説明資料

平成30年4月1日から「小樽市違反对象物公表制度」を開始します

小樽市内の建物を安心して利用していただくために、消防法令に関する重大な違反のある建物について、消防が保有する情報を公表することにより、消防法に基づく命令を受け、標識により公示されるまでの間、その建物を利用する方の選択を通じて防火安全に対する認識を高め、火災被害の軽減を図るとともに、建物関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置を促進するために制度を開始します。



「違反对象物の公表制度」（消防庁）<http://www.fdma.go.jp/publication/index.html> を基に作成

1 公表の対象となる建物

百貨店、ホテル・旅館、社会福祉施設、飲食店等の不特定多数の者が利用する施設（※表参照）

2 公表の対象となる消防法令違反

消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置による設置義務違反

対象となる消防用設備等の種類		
屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	自動火災報知設備

3 公表の方法

小樽市消防本部のホームページに掲載

4 公表する内容

- (1) 建物の所在地及び名称
- (2) 違反している消防用設備等の種類

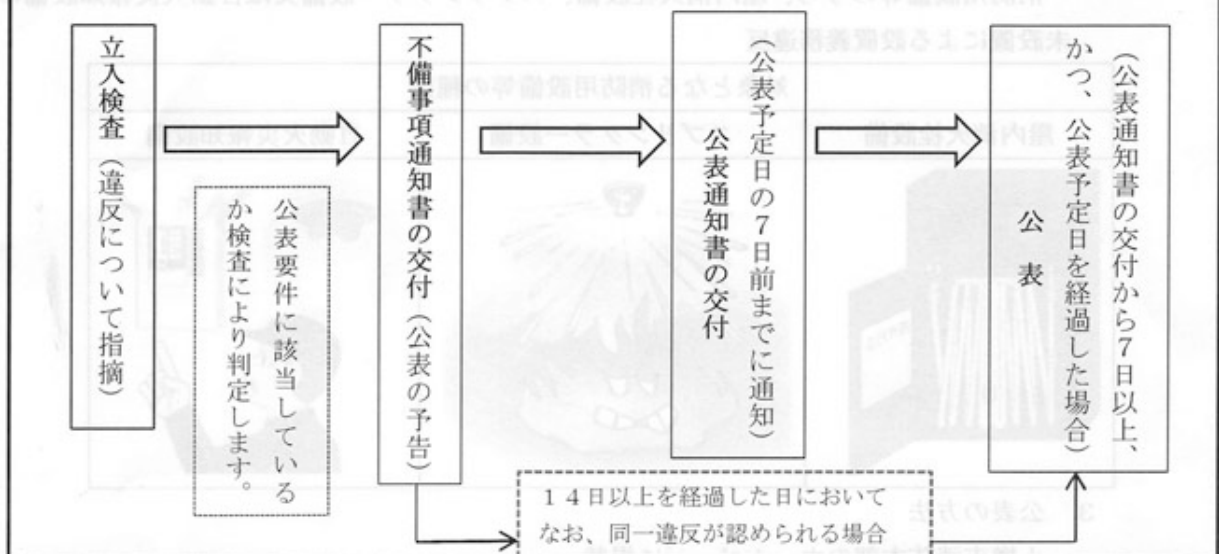
5 制度開始

平成30年4月1日から

※不特定多数の者が利用する施設

	主な建物用途
観覧、集会場等	劇場、映画館、演芸場、公会堂、集会場
遊戯、風俗営業、個室型店舗等	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ 遊技場、ダンスホール 風俗営業等施設 カラオケボックス等
飲食店等	待合、料理店、飲食店
店舗等	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗
宿泊施設等	旅館、ホテル、宿泊所
病院、社会福祉施設等	病院、診療所、助産所 老人ホーム、障害者支援施設等入所施設 デイサービス等通所施設、保育園 幼稚園、特別支援学校
特殊浴場等	蒸気浴場（サウナ、岩盤浴）
複合施設	異なる2つ以上の用途がある施設

【違反している建物が公表となるまでの流れ】



【公表のイメージ】（小樽市消防本部のホームページ上に掲載）

違反対象物名	所在地	違反内容	違反場所	公表開始日
〇〇ビル	小樽市〇〇町××番■●号	自動火災報知設備	建物全体	平成30年△月〇日